

懲戒権に関する調査（フランス）<sup>1</sup>

石綿はる美（東北大学）

## 第 1 民事上の制度

フランスの親権法は、1970 年 6 月 4 日の法律により、「父権 *puissance paternelle*」から「親権 *autorité parentale*」へと表現が改められ、父母の平等が実現した。その後、1987 年、1993 年、1996 年、2002 年、2010 年、2016 年、2019 年に改正が行われている<sup>2</sup>。

## 1. 親権に関する規定について

フランスでは、18 歳未満の未成年者（民法典 388 条 1 項）は親の親権に服する（民法典 377-1 条 2 項）。親権に関する規定は大きく分けると、（1）子の身上監護（民法典 371 条以下）と（2）子の財産管理（同 382 条）以下に分けられる（親権に関する条文の和訳は後掲する）。

## （1）子の身上監護

2002 年法により、民法典 371-1 条 2 項が、「親権は…子をその安全、その健康及びその精神において保護するために、その教育を保障しかつその発達を可能にするために…父母に属する」と条文が改正された<sup>3</sup>。そのため、親権の内容は、子の保護及び教育と解される<sup>4</sup>。なお、身上監護に関する民法典の規定は、後掲のフランス民法典条文に掲載した。

## ①子の保護

子の保護の範囲は、広範であり、（ア）子の日常的な世話をすること、（イ）第三者との関

<sup>1</sup> 参考文献は、稲本洋之助『フランスの家族法』（東京大学出版会、1985 年）91 頁以下、久保野恵美子「海外制度調査報告書（イギリス及びフランス）」、栗林佳代「フランス」床谷文雄他編『親権法の比較研究』（日本評論社、2014 年）174 頁以下、田中通裕「注釈・フランス家族法（15）・（16・完）」法と政治 65 巻 4 号 1347 頁以下、66 巻 3 号 585 頁以下（以上、2015 年）、山口俊夫『概説フランス法（上）』（東京大学出版会、1978 年）464 頁以下、Aillaud, *Droit des personnes et de la famille*, 9éd, bruylant, 2018, Bonnet, *Droit de la famille*, 7éd, bruylant, 2018, Malaurie et Fulchiron, *Droit de la famille*, 6éd, LGDJ, 2018.

<sup>2</sup> 詳細は、栗林・前掲注 1)177 頁以下, Aillaud, *supra* note 1, n.570, p.327.

<sup>3</sup> 民法典旧 371-2 条は、「1 項 親権は、子をその安全、その健康及びその精神において保護するために、父母に属する。2 項 父母は子に対して監護、監督及び教育の権利及び義務を有する」というものであった。

<sup>4</sup> 田中・前掲注 1)「注釈・フランス家族法(15)」1351 頁以下、Bonnet, *supra* note 1, n.226, p.147, Malaurie et Fulchiron, *supra* note 1, p.720.

係を調整すること、(ウ)子の健康の保護が具体的に該当する。

日常的な世話とは、具体的には子を監護することであり、親権者は子の居所を決定する権利（民法典 371-3 条）<sup>5</sup>及び義務を有する。権利の側面としては、子の居所指定権を有する親（その他訪問権を有する者）に対して子を引き渡さない行為は、未成年者の不引き渡し罪として刑法上処罰されることになる（刑法典 227-5 条）。義務としての側面からは、子の監護を行わない場合は、未成年者の遺棄として刑事上処罰されることもある（刑法典 227-1 条）。また、子の監護が権利・義務であることから、監護の態様の変更の必要があるような居所の変更について、親は他方の親に告げなくてはならない（民法典 373-2 条 3 項）。親が子の監護を行わないことを防止するという側面と、子と同居する親が転居をして子と同居していない親の親権行使に影響を与えることを防止するという側面がある。

第三者との関係は、直系尊属との関係（民法典 371-4 条 1 項）や他の第三者との関係（同 371-4 条 2 項）について監督する権利・義務であるとされる。

子の健康の保護は、治療や手術等の医療決定権（拒否権）などが該当する。

## ②子の教育

子の教育に関しては、親権者は、スポーツ、芸術、政治、宗教、道徳、職業に関する教育の権利及び義務を負う。具体的には、子の学校の形態を選択し、公民教育の内容を決定し、宗教を選択する権利を有する。16 歳未満の子を就学させることは義務でもある。

後述する解釈上の懲戒権は親権者による教育の側面で問題にされる（後記 2.(3)参照）。

## （2）財産管理<sup>6</sup>

未成年者は、法律又は慣行により自ら行い得る行為については、単独で行うことができるが、単独で行うことが認められる日常行為等を除いては行為能力がない。したがって、親権者又は未成年後見人が未成年者を代理して、財産に関する行為を含め民事上の行為を代理する（以上、民法典 388-1-1 条）。

子の財産については、さらに 3 つの項目に分かれている。①子の財産の法定管理、②子の財産についての法定収益権（*jouissance légale*）、③後見裁判官による関与である。

---

<sup>5</sup> なお、子を拘禁するという懲戒権の規定が削除される際に（後掲 2.(2)参照）、居所指定権の削除について何らかの議論があったかという点については、管見の限り見つけることができなかった。また、フランス民法典には、職業許可権についての規定はおかれていない。

<sup>6</sup> 稲本・前掲注 1)106 頁以下、田中・前掲注 1)「注釈・フランス家族法（16・完）」613 頁以下、山口・前掲注 1)467 頁以下。

### ①法定管理

親権者は子の財産管理を行うが、一定の場合には、後見裁判官が関与する（③参照）。法定管理行為の具体的な内容は、民法典の別表で列挙されているが（民法典 382-1 条、496 条）、法定管理人である親権者は、財産の管理に必要な行為を代理するとされている。なお、法定管理権は、子の財産のすべてに及ぶわけではなく、子が贈与又は遺贈により受領した財産について、第三者が財産管理をすることが条件になっている場合には、法定管理の対象外となる（同 384 条 1 項）。

### ②法定収益権

子の財産から生じる収益を処分する権限が法定管理権を有する父母に与えられる（民法典 368-1 条）。収益権の負担としては、子の資産に応じた子への食料の供給、養育及び教育を行うこと等が求められる（同 386-3 条 2 項）。法定収益権は、子が満 16 歳になった時、親権が終了した時等に消滅する（同 386-2 条）。批判もある制度ではあるが、制度の実際上の受益者が夫と死別した妻（母）であり、この規定を削除しても、配偶者への遺贈等が行われることになり、必ずしも子の保護につながらない等の理由から、現在まで制度は維持されている<sup>7</sup>。

### ③後見裁判官による関与

後見裁判官による関与は以下の 2 つに大別できる。

第一に、以下のような場合には、後見裁判官が関与する。まず、両親の間に管理方針に不一致があり、合意ができない場合、後見裁判官は行為に許可を与えることになる（民法典 387 条）。また、重要財産の処分行為など、後見裁判官の事前の許可がないとできない行為もある（同 387-1 条）。具体的な内容は同条に列挙されているが、不動産の売却などがその例である。また、未成年者と法定管理人の間に利益相反がある場合は、後見裁判官により特別管理人を指定する必要がある（同 383 条）。

第二に、親権者である法定管理人が行うことが禁止されている行為もある（民法典 387-2 条）。例えば、未成年者の財産を無償で譲渡することは、仮に後見裁判官の許可があったとしても行うことができない。

## 2. 懲戒権に関連する規定について

### （1）概要

フランス民法典には、かつて「懲戒権 *droit de correction*」の規定が置かれていた。これは父の権限により子を拘禁するというものである。当該制度については、1935 年・1945 年に改正が行われ、1958 年に育成扶助の規定が置かれたことで、削除された。この制度につ

---

<sup>7</sup> 山口・前掲注 1)469 頁。

いては、「矯正権」という訳語を置くものもある<sup>8</sup>。

現在、民法典には、「懲戒権」という文言はないが、特に 2019 年に子に対する身体的暴力及び精神的暴力が民法典において明示される（民法典 371-1 条 3 項、後掲 3.参照）までは、しつけや教育のための軽微な有形力の行使は懲戒権として認められると学説・判例においては解されていた。このような解釈上の懲戒権の意義は、懲戒権の行使の範囲内であれば、有形力の行使が暴行罪として処罰されないということである（後掲第 2.1 も参照）。以下、順に検討する。

## （2）原始規定における懲戒権<sup>9</sup>

1804 年に成立したフランス民法典の原始規定には、懲戒手段の規定が置かれるが、その内容は、一定の期間、子を拘禁するというものである。父が完全に自由に拘禁できるわけではなく、裁判所による関与があった。しかし、その関与の程度は、子の年齢（及び個人財産の有無、職業の有無）により異なっていた。

原始規定は次のようなものである<sup>10</sup>。

375 条 子の行動において極めて重大な不満（mecontentement）の事由を有する父は、以下のような懲戒手段を有する。

376 条 子が 16 歳未満であれば、父は 1 か月を超えない期間、子を拘禁させることができる。そのために、区の裁判所長は、父の申請に基づいて、逮捕命令を交付しなければならない。

377 条 子が満 16 歳から成年に達するまで、もしくは未成年解放まで、父は最大 6 か月間その子の拘禁を申請しうるに過ぎない。父は当該裁判所長に申し出る。裁判所長が政府委員と協議した後、逮捕命令を交付するか、またはそれを拒否することができる。前者の場合、父によって申請される拘禁の期間を短縮することができる。

382 条 1 項 子が個人財産を有する場合、又は子が職業を行使する場合には、その拘禁は、16 歳未満であっても、申請の方法によって、第 377 条によって規定される形式に従って行われなければならない。

つまり、個人財産を有さず、また職業を有しない 16 歳未満の子の場合は、父の申請に基づき、何らのチェックもなく逮捕命令が交付された（民法典旧 376 条）。16 歳以上の子、個

---

<sup>8</sup> 山口・前掲注 1)467 頁。

<sup>9</sup> フランス民法典における懲戒権の形成及び削除の変遷については、小口恵巳子『親の懲戒権はいかに形成されたか』（日本評論社、2009 年）203 頁以下、田中通裕『親権法の歴史と課題』（信山社、1993 年）58 頁以下。

<sup>10</sup> 条文訳は、小口・前掲注 9) 214 頁以下、田中・前掲注 9) 41 頁以下。

人財産を有する又は職業に従事する 16 歳未満の子の拘禁に関しては、裁判所は同意をすることもできるし、あるいは、期間を短縮したり、却下したりすることができる（同旧 377 条、382 条 1 項）。ここでの懲戒は教育というよりは、処罰としての拘禁という側面が強く、一生涯、拘禁所にいる子もいたという。

懲戒制度には教育・矯正の側面がないことや、1900 年代に入り利用が激減したこともあり、改正がされることになる。1935 年 10 月 30 日のデクレにより、全面的改正が行われ、「拘禁」が「託置」に改められ、期間と場所は裁判所長が決定することになり、子に対する制裁から子の矯正へと制度の目的が転換された。さらに、1945 年 9 月 1 日のオルドナンスで、親から懲戒の請求があれば、裁判所が裁量で託置の実行の可否を決定するという手続きのみが残されることになった。そして、1958 年 12 月 23 日のオルドナンスで、懲戒権の規定（375 条から 382 条）が廃止され、育成扶助制度<sup>11</sup>が設置され、危険にさらされている子の保護を同制度により行うことになった。

### （３）解釈上の懲戒権

（2）の懲戒権とは別に、子に対する教育のために、両親には、懲戒権（droit de correction）が認められてきた。2019 年に身体的・精神的暴力の禁止の規定が新設されるまでは、慣習により限定された方法による体罰という形でのみ行使をすることが認められていると説明されていた<sup>12</sup>。この懲戒権の概念が意味を持つのは、刑事事件の場面である（後掲第 2.1.参照）。

なお、2019 年の法律の制定過程の資料によると、フランスの親の 85% が教育的な暴力を行ったことがあるという<sup>13</sup>。

### 3. 体罰禁止に関連する規定について

日常的な教育的暴力の禁止に関する 2019 年 7 月 10 日の法律 (loi n°2019-721 du 10 juillet 2019 relative à l'interdiction des violences éducatives ordinaires) により暴力に関する規定が新設されることになった。同法により、親権の行使を定めた民法典 371-1 条に以下のような内容の条文が新設された。

民法典 371-1 条 3 項「親権は身体的暴力又は精神的暴力を用いずに行使される。」

立法の直接的な理由は、国際的な情勢の変化によりフランス政府に対して子に対する体

---

<sup>11</sup> 育成扶助については、久保野・前掲注 1) 8 頁以下、田中・前掲注 1) 「注釈・フランス家族法 (16・完)」 585 頁以下。

<sup>12</sup> Bonnet, *supra* note 1, n.247, p.158.

<sup>13</sup> Assemblée Nationale, n°1414, Rapport, p.7.

罰の禁止規定を設けるように<sup>14</sup>という働きかけがあったことにある<sup>15</sup>。また、日常的な教育的暴力は子に対して悪影響を与えることも、そのような立法が提案された理由である<sup>16</sup>。

当初の提案内容は、「子は暴力を用いずに教育される権利を有する。親権を有する者は、身体的な暴力及び言葉による暴力、体罰 (les punitions ou châtement corporels)、精神的苦痛のような屈辱的な行為を用いることはできない。」というものであった。この文言が、国民議会の委員会において民法典 371-1 条 3 項の内容に修正をされた。その理由は、当初の提案が抽象的で多義的であること、それぞれの暴力の定義が不明確であること等である<sup>17</sup>。

民法典 371-1 条 3 項のいう「身体的暴力又は精神的暴力」には、体罰、侮辱(humiliation)、その他子に対して行使される全ての暴力を包含することになるとされる<sup>18</sup>。尻をたたくこと、平手打ちをすること、怒鳴ること、威嚇をすること、侮辱をすること、冷遇すること等が具体例として挙げられている<sup>19</sup>。

この身体的・精神的暴力禁止の規定に違反しても民事上のサンクションはなく、象徴的な改正にとどまるのではないかと指摘されることもあるが、刑事事件との関係では意味を持つとも考えられている（後記第 2.1.参照）。

---

<sup>14</sup> なお、民法典において身体の不可侵が定められていること（同 16-1 条）、同 371-1 条 2 項においても、「子の人格に対して払われる敬意」という文言があること、親権の行使は、子の利益のみを目的とするものであることから、従前から子に対する身体的暴力・精神的暴力の禁止は含意されていたと説明されることもある。

さらに、親権のはく奪・委譲制度、育成扶助の制度があることから、虐待に該当するような暴力は禁止されていたとも考えらえる。

<sup>15</sup> 2015 年にヨーロッパ社会権委員会により、フランスには、子に対するすべての体罰の禁止規定がなく、ヨーロッパ社会憲章 17 条に違反しているとの（4 度目の）指摘があった。2017 年 9 月 1 日の「平等と市民権」に関する法律の法案に、当初は暴力禁止についての規定が置かれていた（民法典 377-1 条 2 項に「身体的暴力を用いる行為を含む全ての厳しい扱いによらずに」と追加することが提案されていた）。しかし、憲法院において、同条項と法案の当初の目的との関連性が低いということから、削除されたという経緯がある（Maurice et Fulchiron, supra note 1, n.1571, p.729）。

<sup>16</sup> Assemblée Nationale, n°1414, Rapport, pp.7 et s.

<sup>17</sup> 議論の経緯については、Assemblée Nationale, n°1414, Rapport, pp.26 et s.

<sup>18</sup> Sénat, n° 601, Rapport, p.9.

<sup>19</sup> Corpart, Fin des violences éducatives ordinaires et émergence du droit de l'enfant à une éducation sans violence, Droit de la famille, 2019. 11, p.17.

## 第2 刑事上の制度<sup>20</sup>

### 1. 親権者等による子の身体に対する有形力の行使が許容される場合

親権者等による子の身体に対する有形力の行使が、しつけのための合理的な有形力の行使として、違法性が阻却され、刑事責任を負わないとする刑法上の規定はない。しかし、学説・判例上、懲戒権（*droit de correction*）に基づき、親権者や教師が、子に対する有形力を行使することが許容され、正当化事由として刑事責任を負わないとされる場面がある<sup>21</sup>。

具体的には、しつけや教育のために必要な暴力的な行為は、慣習により正当化されるとされている。ただし、軽微なものではなくてはならず、子の尊厳を侵害せず、身体的又は精神的な後遺症を与えず、教育的な目的を有していた場合に限定されるという。また、破毀院2014年10月29日判決<sup>22</sup>は、子に対して損害が生じず、侮辱的な性質を有さず、子の行った違反行為と均衡がとれたものであることを要求する。

容認される体罰に該当するものは、平手打ちや子の尻を叩くことであるとされる。それに対して、強い平手打ちや子どもの頭を便器につけ、水を流す行為は許容されえないとされている<sup>23</sup>。

しかしながら、いかなる場合に懲戒権の行使が正当化事由とされるのかは必ずしも明確ではなく、予見可能性がないとも批判があったところである。

もっとも、2019年法により民法典377-1条3項で身体的・精神的暴力禁止の規定が新設されたことにより、学説・判例実務上形成された懲戒権の概念は、否定され、親権者による暴力は正当化されないのではないかとされている<sup>24</sup>。

### 2. 親権者等による子に対する体罰等を禁止する規定

#### （1）概観

直接的に、親権者等による子に対する体罰等を禁止する規定はない。しかし、15歳未満の未成年者に対する暴行については、通常の場合に比べ責任が加重され、親権者等による子に対する暴行はさらに刑が加重されている<sup>25</sup>。

---

<sup>20</sup> 島岡まな他著『フランス刑事法入門』（法律文化社、2019年）。特に48頁以下、69頁以下。

<sup>21</sup> 以下、Bonnet, *supra* note 1, n.247, p.59, Assemblée Nationale, n°1414, Rapport, pp.14 et s., 島岡他・前掲注20) 49頁。

<sup>22</sup> Cass. Crim. 29 oct. 2014, n°13-86371.

<sup>23</sup> Cass. Crim. 21 févr. 1990. RSC. 1990.785.

<sup>24</sup> Sénat, Rapport, n°601, p.10.

<sup>25</sup> その他、親権者等が15歳未満の未成年の保護を怠り、その健康を危険にさらす行為（刑法典227-15条）は7年以下の拘禁及び10万ユーロ以下の罰金で処罰され、致死の結

また、親権を有する者により未成年者に対して近親の強姦又は性暴行が行われた場合、裁判官により親権の全部又は一部のはく奪(民法典 378 条・379-1 条)がなされる(刑法典 222-31-2 条)<sup>26</sup>。

## (2) 暴行の規定の詳細

フランス刑法典においては、暴行(violence)には、①死を引き起こす暴行、②身体の一部喪失・永続障害を引き起こす暴行、③8 日を超える労働不能を引き起こす暴行、④8 日以下の労働不能の状態を引き起こす暴行、又は労働不能の状態を引き起こさなかった暴行の 4 種類があるが、①～④の暴行が特に、15 歳未満の未成年者などの弱者に対して行われている場合には、刑が加重される。そして、その暴行が正嫡関係もしくは自然的関係の尊属、養親又は未成年者に対する権限を有するその他全ての者によって行われた場合には、さらに刑が加重される。

このことから、親権者等による未成年者である子に対する暴行について厳格な規定があるということができよう。なお、刑法でいう「暴行」には、精神的な暴行も含まれるとされ<sup>27</sup>、また、④の 8 日以下の労働不能の状態を引き起こす暴行又は労働不能の状態を引き起こさなかった暴行が処罰されていることから、15 歳未満の未成年者に対する体罰あるいは言葉の暴行は罰せられるとの指摘もある<sup>28</sup>。

参考までに、それぞれについての加重の詳細は次のようなものである。

①(ア)死を引き起こす暴行の場合は、15 年以下の重拘禁で処罰されるが(刑法典 222-7 条)、(イ)15 歳未満の未成年者に対して行われた場合には、20 年以下の重拘禁となる(同 222-8 条 1 項 1 号)。さらに、(ウ)15 歳未満の未成年者に対する当該暴行が、正嫡関係もしくは自然的関係の尊属、養親又は未成年者に対する権限を有するその他すべての者によって行われた場合は、30 年以下の重拘禁に加重される(刑法典 222-8 条 2 項 a)。

②(ア)身体の一部喪失・永続障害を引き起こす暴行の場合は、10 年以下の重拘禁及び 15 万ユーロ以下の罰金で処罰されるが(刑法典 222-9 条)、(イ)15 歳未満の未成年者に対して暴行が行われた場合には、15 年以下の重拘禁となる(同 222-10 条 1 項 1 号)。さらに、(ウ)15 歳未満の未成年者に対する当該暴行が、正嫡関係もしくは自然的関係の尊属、養親又は未成年者に対する権限を有するその他すべての者によって行われた場合は、20 年以下の重拘禁に加重される(刑法典 222-10 条 2 項 a)。

③(ア)8 日を超える労働不能を引き起こす暴行の場合は、3 年以下の拘禁及び 4 万 5000 ユーロ以下の

---

果を生じさせた場合は 30 年以下の重拘禁となる(同 227-16 条)。その他、未成年者を危険にさらす行為については、島岡他・前掲注 20) 89 頁以下。

<sup>26</sup> 未成年者に対する近親相姦についての 2010 年 2 月 8 日の法律の詳細は、郭珉希「立法紹介」日仏法学 26 号(2011 年) 151 頁以下。

<sup>27</sup> Sénat, Rapport, n° 601, p.10.

<sup>28</sup> Assemblée Nationale, Rapport, n°1414, p.13.



罰金で処罰されるが（刑法典 222-11 条）、（イ）15 歳未満の未成年者に対して暴行が行われた場合には、5 年以下の拘禁及び 7 万 5000 ユーロ以下の罰金で処罰される（同 222-12 条 1 項 1 号）。さらに、（ウ）15 歳未満の未成年者に対する当該暴行が、正嫡関係もしくは自然的関係の尊属、養親又は未成年者に対する権限を有するその他すべての者によって行われた場合は、10 年以下の拘禁及び 15 万ユーロ以下の罰金に加重される（刑法典 222-12 条 2 項 a）。

④（ア）8 日以下の労働不能の状態を引き起こす暴行、又は労働不能の状態を引き起こさなかった軽度の暴行の場合、15 歳未満の未成年者に対して暴行が行われる場合等、一定の加重事由がある場合のみ、3 年以下の拘禁刑及び 4 万 5000 ユーロ以下の罰金で処罰される（刑法典 222-13 条 1 項 1 号）。（イ）さらに、15 歳未満の未成年者に対する当該暴行が、正嫡関係もしくは自然的関係の尊属、養親又は未成年者に対する権限を有するその他すべての者によって行われた場合は、5 年以下の拘禁及び 7 万 5000 ユーロ以下の罰金に加重される（刑法典 222-13 条 2 項 a）。

また、①～④の暴行が 15 歳未満の未成年者らに対して常習的に行われていた場合も、刑が加重される（刑法典 222-14 条）。①については、30 年以下の重拘禁（刑法典 222-14 条 1 項 1 号）、②については、20 年以下の重拘禁（同 2 号）、③については、10 年以下の拘禁及び 15 万ユーロ以下の罰金（同 3 号）、④については、5 年以下の拘禁及び 7 万 5000 ユーロの罰金（同 4 号）で処罰される。

## フランス民法典条文<sup>29</sup>

### 第 9 章 親権

#### 第 1 節 子の身上に関する親権（民法典 371 条～371-6 条）

371 条 子は全ての年齢において、その父母に対して敬意と尊敬の義務を負う。

371-1 条 ①親権は、子の利益を目的とする権利及び義務の総体である。

②親権は、子の人格に対して払われる敬意のなかで、子をその安全、健康及び精神において保護するために、その教育を保障しかつその発達を可能にするために、子の成年又は未成年解放まで父母に属する。

③親権は、身体的暴力又は精神的暴力を用いずに行使される。

④両親は、子の年齢及び成熟度に応じて、子に関する決定に子を参加させる。

371-2 条 ①両親の各々は、自らの資力、他の親の資力、さらには子の必要に応じて、子の養育及び教育につき分担する。

②この義務は、親権あるいはその行使が取り上げられたとき、又は子が成年となったときに当然には消滅しない。

371-3 条 子は、父母の許可なしに家族の家を去ることができない。子は法律が定める必要な場合においてのみ、その家から引き離されうる。

---

<sup>29</sup> 条文訳は、基本的に、栗林・前掲注 1) 199 頁、田中・前掲注 1)「注釈・フランス家族法(15)」1350 頁以下に基づく。

371-4 条 ①子は、その直系尊属と身上の関係を維持する権利を有する。子の利益のみが、この権利の行使を妨げることができる。

②子の利益がそれを求める場合には、とりわけ、第三者が子及びその両親の一方と安定的に居住をし、その教育、扶養、住居を負担し、子と永続的な感情的な結びつきを有していた場合には、家族事件裁判官は、子と、血族か否かを問わず第三者との間の関係の態様を定める。そうである。

371-5 条 子は、その兄弟姉妹から分離されてはならない。それが可能ではない、又はその子の利益が他の解決を命じる場合は、その限りではない。必要がある場合には、裁判官は、兄弟姉妹間の身上の関係について裁判する。

371-6 条 ①親権を有する者に伴わずにフランス領土を離れる子は、親権を有する者が署名した出国許可書を備えなくてはならない。

②国務院のデクレが、本条の適用条件を定める。

#### 第 1 款 親権の行使

§ 1 一般原則（民法典 372 条～373-1 条）

§ 2 離別した両親による親権の行使(民法典 373-2 条～373-2-5 条)

§ 3 家事事件裁判官の関与（民法典 373-2-6 条～373-2-13 条）

§ 4 第三者の関与（民法典 373-3 条～374-2 条）

#### 第 2 款 育成扶助（民法典 375 条～375-9 条）

第 2 款-1 家計の管理の援助についての司法的保護（民法典 375-9-1 条～375-9-2 条）

#### 第 3 款 親権の委譲（民法典 376 条～377-3 条）

#### 第 4 款 親権の全面的又は部分的取り上げ（民法典 378 条～381 条）

#### 第 5 款 親の司法上の放任宣言（民法典 381-1 条～381-2 条）

### 第 2 節 子の財産に関する親権（民法典 382 条以下）

#### 第 1 款 法定管理（民法典 382 条～386 条）

#### 第 2 款 法定収益権（民法典 386-1 条～386-4 条）

#### 第 3 款 後見裁判官の関与（民法典 387 条～387-6 条）